

各種事件の予納郵便切手一覧表(令和元年10月改訂)

松山地方裁判所本庁では、民事送達費用を下表のとおり郵便切手で納めていただいています。
 また、**郵便切手に代えて、現金でも予納することができます。詳しくは窓口でお尋ねください。**

松山地方裁判所民事部

事件の種類	添付郵券※	合計額	備 考 (加算等)
第一審訴訟 通常 手形 行政	500円 × 8枚 100円 × 4枚 84円 × 4枚 50円 × 4枚 20円 × 10枚 10円 × 10枚 5円 × 8枚 2円 × 10枚 1円 × 4枚	5,300円	・当事者の数が1名増えるごとに、2,650円分(500円4枚, 100円4枚, 84円2枚, 20円3枚, 5円4枚, 2円1枚)を追加する。 ・代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計上する。
	現金納付の場合		
控訴提起 上告提起	500円 × 8枚 100円 × 5枚 94円 × 10枚 84円 × 10枚 50円 × 6枚 10円 × 20枚 5円 × 10枚 1円 × 20枚	6,850円	・当事者の数が1名増えるごとに、1,099円分(500円2枚, 50円1枚, 10円3枚, 5円2枚, 1円9枚)を追加する。 ・代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計上する。
	現金納付の場合		
反訴提起 手形異議	500円 × 4枚 50円 × 5枚 10円 × 10枚 2円 × 10枚 1円 × 10枚	2,380円	・当事者の数が1名増えるごとに、1,450円分(500円2枚, 50円8枚, 10円5枚)を追加する。 ・代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計上する。
	現金納付の場合		
労働審判	500円 × 5枚 100円 × 8枚 84円 × 4枚 50円 × 2枚 20円 × 5枚 10円 × 4枚 2円 × 12枚	3,900円	・当事者の数が1名増えるごとに、左記の枚数を追加する。
	現金納付の場合		
抗告提起 (対立構造がない事件)	500円 × 1枚 100円 × 5枚 20円 × 10枚 10円 × 6枚 5円 × 1枚 1円 × 20枚	1,285円	・当事者の数が1名増えるごとに、左記の枚数を追加する。 ・代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計上する。
	500円 × 2枚 100円 × 6枚 84円 × 4枚 20円 × 15枚 10円 × 10枚 5円 × 4枚 1円 × 25枚		
抗告提起 (対立構造がある事件)	500円 × 3枚 100円 × 5枚 84円 × 5枚 10円 × 10枚 2円 × 10枚 1円 × 10枚	2,550円	
	保全命令申立書		
不動産仮差押 不動産仮処分	500円 × 6枚 84円 × 2枚 20円 × 2枚 10円 × 6枚 5円 × 4枚 2円 × 7枚	3,302円	・交付送達(債権者)の場合は、1,099円分(500円2枚, 84円1枚, 10円1枚, 5円1枚)を引く。 ・債務者の数が増えるごとに、1,099円分(500円2枚, 84円1枚, 10円1枚, 5円1枚)を追加する。 ・登記所の数が増えるごとに、1,104円分(500円2枚, 20円2枚, 10円4枚, 5円2枚, 2円7枚)を追加する。
	500円 × 7枚 84円 × 4枚 20円 × 2枚 10円 × 4枚 5円 × 4枚 2円 × 5枚		
仮処分(要審尋)	500円 × 8枚 100円 × 4枚 84円 × 4枚 20円 × 10枚 10円 × 10枚 2円 × 10枚 1円 × 10枚	5,066円	